

# 規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ資料

国土交通省  
令和2年10月

# 道路占用・コロナ特例について

## 道路占用許可制度の概要

- 道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用する場合には、道路本来の機能である一般交通の支障になり得るため、**「道路管理者」による道路占用許可**を要する。
- 許可基準の一つとして、道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと（**無余地性**）がある。
- 道路占用許可を付与した者からは、通常、**「占用料」**を徴収する。

## コロナ占用特例の概要

- 6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として**沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和**する特例措置を導入。
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出。



国道17号（文京区千石）の例

対象	<u>「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設を設置し、かつ、施設付近の清掃等にご協力いただける店舗</u>
占用許可基準	無余地性の基準について弾力的に判断
占用主体	① 地方公共団体 又は ② 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体などによる一括占用
占用の場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要
占用料	<b>免除</b> （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和2年11月30日まで

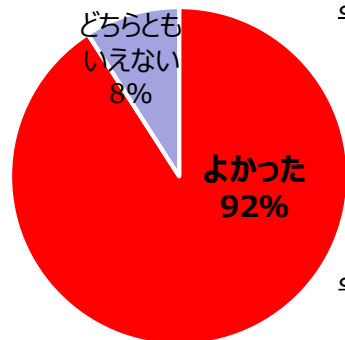
# コロナ特例の実施に関するアンケート結果

- R2.9.1時点でのコロナ占用特例の取組状況について、占用主体・道路管理者それぞれに対する調査を実施したものの。
- 全国で、約420の自治体で特例を導入済、約240カ所（うち、直轄国道では14カ所）で事例があり。
- 約9割の占用主体から、実施してよかったなどの評価を得ている。
- ほぼすべての占用主体が、今後の特例継続を希望。

## アンケート集計結果

※都道府県・政令市を対象

### 今回の特例を導入したことをどう評価するか（占用主体）



#### よかった点

- ・コロナ禍での安全性が高く、道路上で実施状況が確認しやすい。
- ・安全なまちのイメージアップにつながった。
- ・商店街・店舗同士のコミュニケーションが向上している。

#### よくなかった点

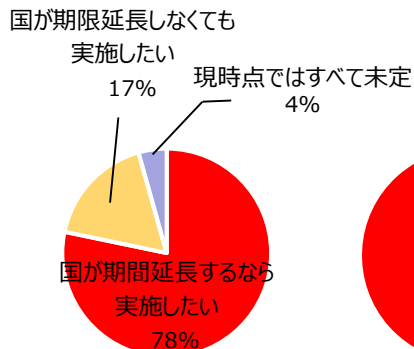
- ・道路での飲食は恥ずかしいとの意見もある。
- ・気温の低下時、悪天候時は出せない。

### 占用主体からのご意見等

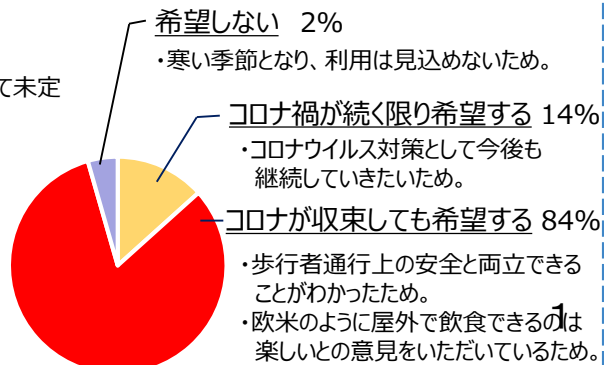
- 長期間設定されていた点が、営業日が限られる店舗からすればありがたかった。
- 各店舗前だけでなく、通りとして多様な物を設置できるといい（まちとして設置・管理するベンチ等）。
- SNS等にアップされた写真を見て、「少し3密すぎるのではないか？」と意見が出た。
- 道路管理者、交通管理者の窓口が統一されていると申請がスムーズになるのではないかと。

### 11月30日以降も同様の措置を実施したいか

#### 道路管理者



#### 占用主体



足下の感染拡大状況、アンケートにより把握した実施状況を踏まえ、特例を延長する方向で検討

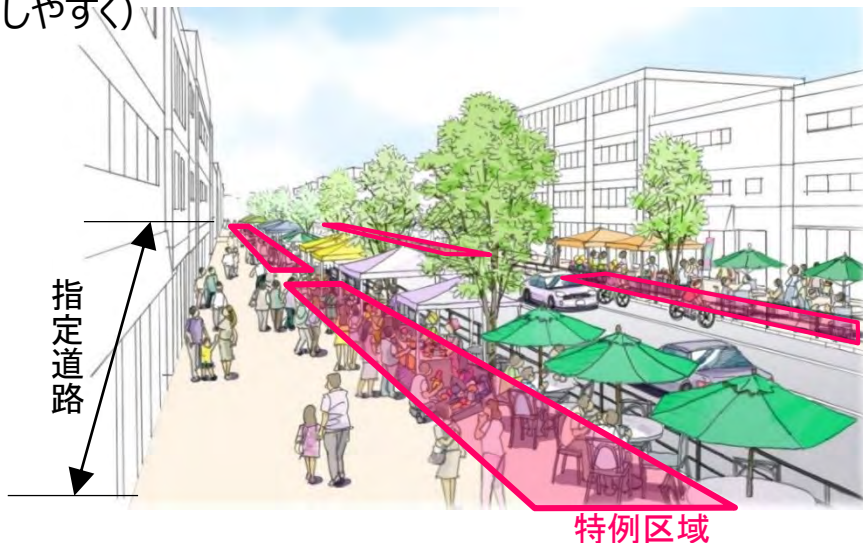
## 歩行者利便増進道路

### <<地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築>>

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定


#### 利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、**占用がより柔軟に認められる**
- 占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



#### （コロナ占用特例との比較）

	歩行者利便増進道路制度の占用特例	コロナ占用特例
占用許可基準	無余地性の基準を緩和	
占用主体	個別占用・一括占用を問わない	地方公共団体又は地元協議会等による一括占用
占用期間	最長5年 ※公募占用による場合は最長20年	特例の期限まで
占用料	【検討中】 ※同様の特例制度では減額措置	免除 ※施設付近の清掃等への協力が条件

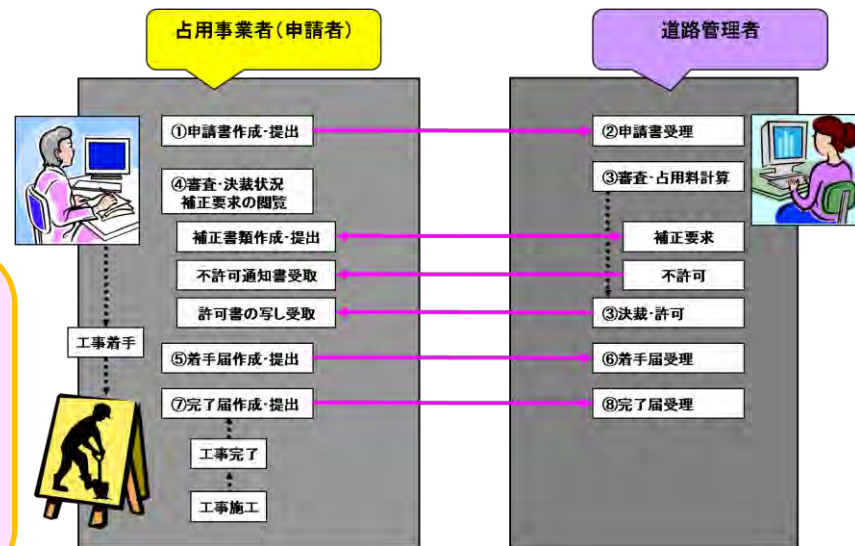
 歩行者利便増進道路制度の活用による沿道飲食店等の路上利用の持続化を促進

# 道路占用システムについて

## 道路占用システムの概要

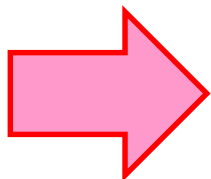
- 直轄国道における道路占用許可の申請手続を電子化したシステム（オンライン申請システム）
- システム利用者にはIDが付与され、パスワードによりログイン

- ・ 道路管理者の窓口への来訪が不要
- ・ 24時間提出が可能
- ・ 同種申請における申請書作成が容易
- ・ 道路管理者側における審査状況（資料の補正要求等）も確認可能



## 運用状況

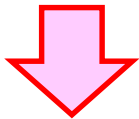
- 道路占用許可全体の4割程度が道路占用システムによる電子申請
- 電子申請のほとんどは、電柱・電線、水道管、ガス管等の公益物件（更新の申請も含む）
- 案件ごとに性質が違う物件（一般物件）については、対面で事前相談等を行った上で申請を行うケースが多く、その流れで窓口での申請となる場合が多い。



新しい生活様式の定着や行政手続のデジタル化を推進する方針も踏まえ、事前相談等をメール等で受け付けることで、対面の回数を減らし、道路占用システムでの申請を促進させる方針。自治体に対しても国の取組方針を周知。

## 現状

道路法、道路交通法の規定により、両許可の申請は、道路管理者又は警察署長のいずれか一方に一括して提出することが可能（一括受付）となっているが、必ずしも十分に活用されていない状況。



このような状況を踏まえ、次のような取組について検討中。

## 方針

- 一括受付の周知・徹底
- 「新しい生活様式」の定着、行政手続きの簡素化・オンライン化に対応するため、
  - ・ 事前協議を簡略化できる案件  
(例：定期的に行われる水道・ガス工事等)  
⇒ 定型化できる案件を整理・周知の上、電話又はメールによる簡便な事前相談等の促進
  - ・ 事前協議を要する案件  
(例：一時的に開催される路上イベント等)  
⇒ 道路管理者・警察による合同の事前協議<sup>1</sup>の促進